

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 検証・評価シート（平成 26 年度）

取組み方策

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

市民一人ひとりが地域とのつながりを途切れさせないよう、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、市民と行政などが連携して対応するワンストップ機能の充実をはじめとした相談対応の総合化を図ります。

実施状況

○ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援

ふれあいのまちづくり協議会（以下「ふれまち協」）は、概ね小学校区域において、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会などの地域団体の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施している。

ふれまち協への助成のメニューとして、「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」及び「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」を設定している（23年度から）。

「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」は、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて、福祉情報の提供、身近で簡単な相談の実施などに対して助成するもので、15地域で身近な相談機能づくりに取り組んだ。具体的には、ふれまち協のスタッフや民生委員、あるいは、あんしんすこやかセンター職員などの専門家と協力して、地域福祉センターで相談会を実施した。ふれあいサロンなどの既存行事の中で相談コーナーを設けてよろず相談や子育て相談等を実施するなど、工夫しながら取り組んでいる地域もある。

「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」は、身近な圏域で、ちょっとした困りごとなどについて、住民同士で支えあえる仕組みづくりに対して助成するもので、3地域で支えあい事業を実施した。具体的には、高齢者や要援護者に対し、電球の交換・掃除・洗濯・買い物支援・通院の介助・庭の手入れ・ゴミ出しなど、ちょっとした困りごとにより地域で支援をしていく仕組みづくりに取り組んだ。

○民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手として、地域のひとり暮らしの高齢者や障がい者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っている。

今後さらに増加が見込まれる福祉ニーズに対応するために、市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図った。

また、市民の民生委員に対する信頼感が向上し、適切な活動が推進されるよう、民生委員の活動について、PRカードの配布などにより、市民に幅広く広報するよう努めた。

○専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化

障害者地域生活支援センターまで相談に来ることが難しい重度の障がい者に対

し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの調整など必要な支援を行った。

○市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」サービスの充実）

市民の支え合い活動の充実に向けて、これまでの行政による制度だけでは対応できないような、多様化・複合化している地域課題の解決に向けて取組みを行っているNPO等市民団体4団体に対して、「パートナーシップ活動助成」による支援を行った。（24年度以降累計13団体）

○小規模多機能型・共生型事業所の展開

24年度に市（保健福祉局・こども家庭局）の関係課、市民福祉振興協会による検討会を開催したことに続き、25年度には、市が設立支援を行い、UR都市機構と区社会福祉協議会とが連携することにより、NPOがURの空き店舗を活用し、地域と連携して高齢者と児童の世代間交流のほか、高齢者の見守りや介護予防などの取組みを行う地域共生モデル事業を開始した。

○医療と福祉の幅広い連携

高齢者の介護について、医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸市における地域包括ケアシステムについて考える会」に、25年度は介護事業者団体等を加えた「神戸市地域包括ケア推進会議」を開催し意見交換を行った。また、地域における多職種連携を推進するため、あんしんすこやかセンターによって、地域ケア会議モデル事業を全市で実施した。

さらに、医療と介護のサービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、市内の全9区に各1事業所の体制が整ったことにより、実践的な医療・介護連携の取組みが進んだ。

また、具体的な課題を把握するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体に個別にヒアリングを行った。

○マイノリティの支援

市民啓発による少数者への共感や共生への理解促進などを図り、すべての住民にとっての安心・安全なユニバーサル社会をめざし取り組んでいる。

人権や多様性を尊重していくことの大切さを啓発するために、市民を対象に映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）を実施するとともに、中学生に対して人権啓発冊子「明日への飛翔」を配布し人権教育に活用してもらった。

コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおける外国人市民への生活相談や入国・在留及び行政手続きに関する専門相談を7か国語で対応するとともに、NPO等と連携して、日本語を学ぶ場の提供への支援に努めるとともに、24年度より中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センターにおいて、外国人患者の通訳派遣に係る経費を患者と医療機関で負担する医療通訳派遣システムを実施している（累計306件）。

その他、セミナーや研修等を実施することで、マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することがないように市民啓発に努めた。

○地域での居住の安定確保への支援

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯など（住宅確保要配慮者）について、

それぞれの世帯の特性や課題に応じた居住の安定確保に関する施策を進めている。

「バリアフリー住宅改修補助事業」として、要支援・要介護認定を受けていない高齢者がいる世帯の住宅内（専有部分）のバリアフリー改修工事（手すり設置や段差解消など）への補助制度を新設した。（補助実績 77 件）

神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）と関係団体を構成員とする神戸市居住支援協議会（23 年度設立）において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るための「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の創設を行い、26 年 10 月より受付を開始した。制度の開始にあたって、バリアフリー補助制度等とともに、各区あんしんすこやかセンターや民生委員児童委員協議会等へ情報提供を行う等、連携を図った。

高齢期や子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援するため、離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の引越しに伴う費用を助成する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施した（助成件数 90 件）

○生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化により、経済的自立が困難で生活に困窮する方が増える中、国や県等との連携により、セーフティネット対策を実施するとともに、生活困窮者自立支援法の施行（27 年 4 月）に向けて、26 年度はモデル事業等を実施した。

住居を喪失または喪失する恐れのある離職者に対し、住宅支援給付を行いながら就労の支援を実施した。（支給決定数 278 件、就職者数 143 名。23 年度までの特例措置を 26 年度末まで延長。）

市とハローワークの連携による「就労支援チーム」により、生活保護者等（住宅支援給付対象者、生活困窮者も対象）の就労支援に取り組んだ。（支援対象者数 1,356 名、就労者数 838 名（生活保護受給者のみ））

また、被保護世帯向け学習支援事業として、貧困の連鎖を防止するため、被保護世帯の子ども（小学 4 年～中学生）に対し学習する機会を提供するとともに、その親に高校進学的重要性を認識してもらうよう働きかけるなど、世帯の自立に向けた支援を実施した。（支援対象者 124 名、うち中学 3 年生 41 名全員高校進学）

一方、市と兵庫労働局との間で協定を締結し、福祉事務所にハローワークの窓口を設置することで、ワンストップの就労支援事業を一体的に実施した。（25 年 2 月～垂水区、25 年 9 月～長田区、26 年 1 月～北区・須磨区、27 年 1 月～東灘区で実施。窓口相談数（5 区計）9,103 件）

生活困窮者自立支援法に向けたモデル事業として、生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、支援の成果等を検証し、新制度の運営等に反映していくことを目的に、「自立相談支援事業」及び「若年層の就労準備支援事業」を NPO への委託により実施した。（自立相談支援者数 66 名、就労準備支援者数 54 名（うち就職者数 12 名））

市内 4 か所に設置されている障害者就労推進センターにおいて、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら障害者の就労支援に取り組んでいる。（相談件数 12,460 件、就職者数 195 名）

その他、若年者の自立・就業を目的として、青少年会館内にて「こうべ若者サポートステーション事業」を実施し、心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者への心理面での自立支援に取り組んだ。

○権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進を図っている。

神戸市成年後見支援センターでは、成年後見制度についての広報・啓発活動に努めるとともに、制度に関する相談を受け付けた。(相談件数 1,395 件)

後見人の新たな担い手としてボランティアで後見活動を行う「市民後見人」の養成研修を引き続き実施、研修修了者を「市民後見人候補者名簿」に登録し、神戸家庭裁判所へ市民後見人候補者として推薦した。26 年度末時点で 21 名が市民後見人として後見活動を行っている。

○行政の連携推進及び対応力の向上

地域のコミュニティ施策に関わる庁内の関係部署による担当者会議を実施し、縦割りになりがちな施策を「横につなぐ」取り組みを進めている。

各区役所において、地域担当制により、地域の実情に応じて、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体の自主的な地域活動を効果的・効率的に支援している。

評価

自己評価

ワンストップサービス機能の構築については、助成を受けている 15 地域のほか、既存の行事の中で相談の場を設ける取組みが広がりを見せるなど、身近な相談機能づくりが浸透してきている。実施している地域では、定例的な活動として定着してきており、こうした相談を受けることで、高齢者やひとり暮らしの方の情報やニーズの把握につながっている一方で、担い手の人材不足や固定化、高齢化により新規事業に取り組む余力がないふれまち協があるのが課題である。

医療と福祉の連携については、「神戸市における地域包括ケアシステムについて考える会」や「神戸市地域包括ケア推進会議」を開催し意見交換を行うことで、医療と介護の連携強化に向けて、医療・介護関係者間における課題・方向性の共通認識を図ることができた。また、地域ケア会議モデル事業の実施により、あんしんすこやかセンターが中心となって、区や日常生活圏域における多職種間連携の課題を抽出することができた。さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が全区に整備されたことにより、医療と介護の連携における実践的な取組みが進んだ。

在住外国人の支援については、市内 3 病院における医療通訳システムの周知が一層進み、日本語を母語としない市民へのサービス提供の拡大が図られ、27 年度からは新たに市内 2 病院が同システムに参加することになった。

居住の安定確保への支援として、「バリアフリー住宅改修補助事業」を新設したが、26 年度は発足初年度ということもあり、利用実績が少なく、広報の不足が課題となった。

24～26 年度に実施した住宅確保要配慮者の困窮実態調査の結果等を踏まえつつ、居住支援協議会での議論を経て、「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」が実施できたことは大きな成果といえるものの、成約件数がまだ伸びていない (26 年度 1 件) ことから、関係部局間との連携を行い

<p>自己評価</p>	<p>ながら、普及に力を入れることが必要である。</p> <p>「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」については、当初見込を大幅に上回る利用件数があり、利用者アンケートでも約6割から評価の声をいただいている。25年度利用者からは、約9割の世帯から「近居・同居して良かった」との回答をいただいております事業効果が見られる。</p> <p>生活保護受給者への就労支援として、区役所内へのハローワークの常設窓口設置を5区に拡大したことで、職業相談・職業紹介を一元的に行えるようになり、距離的な課題のある福祉事務所への設置が達成され、常設窓口を設置しない区役所では巡回相談を行うなど、就労支援事業の連携を図ることができた。窓口相談数や就労件数も増加傾向にあり、ワンストップの就労支援による効果が感じられる。</p> <p>「学習支援事業」については、平成26年度で支援対象となった中学3年生全員が高校進学を果たすという実績を残すなど、事業の効果があつたものと評価している。今後、対象となった子どもが高校卒業後に就労自立できれば、社会を担う人材の育成という側面で、将来的な効果も期待される。</p> <p>青少年会館内にて実施している「こうべ若者サポートステーション事業」は、キャリア形成にかかる相談を含めた総合相談・支援、各種相談機関・窓口の案内を行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者の自立支援の第一歩となっている。</p> <p>市民後見人については、23年度に1名の受任があつて以来、着実に実績を伸ばしており、その活動内容も家庭裁判所から高い評価を受けている。26年度末時点では、21名が後見活動を行っている。また、「成年後見の利用手続き相談室」を24年度に東灘区に開設したのに引き続き、西区、垂水区、長田区に開設し、受任前の後見人候補者についても、その意欲と獲得した知識を活用することができた。</p> <p>以上の取組みにより、ワンストップ機能の充実、分野を超えた対応、自分ではサービスを利用することが困難な方への対応など、相談対応の総合化に向けた取組みを進めた。</p>
<p>委員評価</p>	<p>ワンストップサービスについて、ふれまち協は神戸の伝統であるとともに財産であり、地域での相談体制をきちんと設けて、格差を少なくして活性化していこうという趣旨として、一つ目の柱に位置付けたものである。</p> <p>ただ、ふれまち協には、地域によって温度差（<u>取組み度合い等の違い</u>）があり、何が原因でその温度差（<u>違い</u>）に繋がっているのか分からない。主観的な評価のみならず、数値による評価も必要である。</p> <p>この「検証・評価シート」の構成として、実施状況と評価、今後の方向性があり、それぞれの中に事業が記述されており読みづらい。事業ごとにまとめて書かれた方が見やすい。</p> <p>「総合相談の受け皿」といった表現を使う時に、どういう指標・事業に組み直していくか、評価の仕方や見せ方は、難しいところだが重要である。</p> <p>次期計画をつくる際にも、同じ課題を抱えることになるだろうが、個</p>

別計画が多くある中で、総合福祉計画の「総合」というのにどういう意味合いをもたせるのかは難しいところ。

今後の方向性

ワンストップ機能については、地域福祉センターをより身近で充実した場所として、福祉情報の提供及び身近な相談の窓口として定着するよう、継続的に地域に取り組んでもらう。そして、既に実施している地域での取組み実績を分析し、対応マニュアルの整備や相談員の研修などを進めるとともに、地域の実情に応じてできることから始めてもらうことにより、実施地域の拡大につなげていく。ふれまち協での実施が困難な地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法などを検討していく。

医療と福祉の連携については、日常生活圏域レベルの地域ケア会議や全市レベルの地域包括ケア推進会議等において、多職種のネットワークの構築や情報共有方法等より具体的な連携方策の検討などを行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者と連携しながら、普及に向けた取組みを進める。また、27年度からの第6期介護保険事業計画において、在宅医療・介護連携の推進が地域支援事業に位置付けられ、地域の医療・介護の資源把握や在宅医療・介護連携に関する相談支援等の取組みを30年4月までに開始することとされている。そのため、27年度には、在宅医療・介護連携等に関する推進チームを立ち上げ、在宅医療の推進ならびに医療・介護連携の強化に取り組んでいくとともに、多職種連携会議での意見交換を通して、課題の把握と対応の検討を行い、在宅医療・介護連携の仕組みづくりを目指す。

マイノリティへの支援として、これまでの事業を継続するとともに、27年度で終了する第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画及び神戸市国際化推進大綱の改定に向けて、マイノリティと称される市民への偏見や差別をなくし、共感や共生への理解を促進することで、今後も支援を行っていく。

居住の安定確保への支援については、26年度新設の「バリアフリー住宅改修補助事業」に関して、27年度は広報を充実させ、対象要件等を拡充することで事業の利用を促進していく。「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」についても、制度の普及に向けてさらに関係部局等との連携を図っていくとともに、市民ニーズに応える制度となるよう状況把握を行い必要な対応を行っていくことで、入居拒否対策を進める。また、住宅セーフティネットの再構築という視点で、市営住宅と民間賃貸住宅の役割分担を整理し、民間賃貸住宅の活用方策について引き続き検討を進める。「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」については、継続実施するとともに、子世帯の市外からの転入及び市街地西部地域への転入に関し、市内移転よりも支援を充実（補助対象の拡充、助成上限額の増額、市街地西部地域については近居要件緩和）させることで、高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地選択の支援に加えて、若年人口の誘因も図る。

生活困窮とならないための支援について、生活困窮者自立支援法が27年度に施行されることを受け、「住宅支援給付事業」は「住居確保給付金」事業とし実施する。また、各福祉事務所に「くらし支援窓口」を設置し、生活困窮者からの相談を広く

受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施していく。「若年層の就労準備支援事業」については、27年4月以降、65歳未満まで対象を拡大して実施する。また、学習支援については、新法の任意事業として、平成27年4月以降以降、通年型もしくは短期集中型により、順次、全市で実施する。

市民後見人については、高まる第三者後見のニーズに対応するため、引き続き、市民後見人の養成と支援に努めるとともに、養成した市民後見人候補者の活躍の場を増やしていく。また、成年後見制度の利用促進のため、今後も相談体制を確保して実施するとともに、広報・啓発に努め、浸透・普及を図る。

取組み方策

2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

複合的課題を抱える市民に対して、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワークワーカー」を配置して、地域での普段から顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図ります。

実施状況

○「地域福祉ネットワークワーカー」を配置

23 年度より順次、中央区、東灘区、西区、北区に配置してきた「地域福祉ネットワークワーカー」を 26 年度は新たに長田区、須磨区、垂水区に配置し、関係機関間のネットワーク構築に取り組んだ。

具体的な取組みとして、「認知症高齢者や家族を地域で支えるための仕組みづくり」、「地域住民から排除されがちな人に対する支援」、「ふれあいのまちづくり協議会を単位とした福祉を考える場づくり」、「絆サポーター事業の推進」、「引きこもり中高年の自立に向けた支援」、「ちょっとした困りごとを地域で助け合う仕組みづくり」、「ごみ屋敷への対応」などに取り組んだ。

これまでの実績を踏まえ、事例集を作成し、ネットワークワーカーをはじめ、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間で情報共有しながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努めている。

ネットワークワーカーと同様の役割を担うコミュニティ・ソーシャルワーク（CSW）機能を有する職員が配置されている他市（尼崎市・伊丹市）と合同で、CSW 研究会を 3 回実施し、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割などを他市との比較の中で整理するとともに資質の向上等の課題研究を行った（24 年度から累計 11 回）。

引き続き、区役所内の関係部署による担当者会議を実施し、縦割りになりがちな施策を「横につなぐ」取組みを進めるとともに、ネットワークワーカーのさらなる活用を探るため、「ネットワーク事業連絡会」（区社協、市社協、市）を定期的に開催し、現在の取組みにおける課題の整理や情報の共有を行っている。

○地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）

地域福祉ネットワークワーカーの活動の中で、災害時に備えた地域での取り組み意識を根付かせるため、地域における高齢者や障がい者など要援護者の情報を集約し、災害時に活用できる地域での支援ネットワークづくりや、平常時にも機能する見守り体制の構築のために、地域の支援者への働きかけを行った。

また、地域における福祉人材の養成・確保のため、市民、地域活動者、社会福祉従事者を対象とした多様な研修を実施しており、地域活動者対象研修においては、地域の相談力の向上のため、民生委員・児童委員を対象にスキルアップ研修を実施した。（地域活動者対象研修延参加者数：4,592 人）

○社会福祉施設等による地域支援機能の充実

社会福祉施設等による地域支援機能の充実のための取り組みを進めている。

各小学校区に整備されている地域福祉センターを活用して、地域における福祉ニ

ーズの発見や、関係機関等との連携による支援体制づくりを行っている。

また、地域子育て支援センターでは、保育所や地域福祉センターなどの社会福祉施設を活用し、地域の親子連れが交流する場を提供しており、保育所の園庭開放など子育て支援情報の提供を行っている。25年度からは東灘、長田、須磨の3区で保育所の場を活用した保育体験型親支援事業に取り組むなど個別支援や少人数のひろばなどにより、きめ細かい支援を行っている。

各区自立支援協議会では、災害時避難訓練や、啓発活動等を実施している。また、市内5か所の障害者地域生活支援センターに配置している地域支援員を中心に、地域の関係機関・団体等と連携し地域活動を支援した。地域支援員の具体的な取組みとして、障害者の地域移行・地域支援に関する研修の実施、各地域における啓発事業等を実施した。

評価

自己評価	<p>ネットワークが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取組みも、既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズを汲み上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関のネットワーク化を実現している。今回、事例集を作成し、地域共通の課題として普遍化し情報共有することで、他の地域への波及に努めている。27年度に灘区、兵庫区に配置することにより、当初の目標どおり全区への配置が完了する。</p> <p>地域子育て支援センター事業については、親子を対象としたひろばの提供、妊婦や子育て支援者を対象とした講座や子育て支援情報の発信など、各区の状況やニーズに合わせ、地域に根ざした、きめ細やかな支援に取り組むことができた。</p>
委員評価	<p>ネットワークについては、介護保険制度の中で、モデル事業として協議体ができたり、生活支援コーディネーターの配置が行われたりしているが、これらとの関係性について加える必要があるのではないか。</p> <p>制度が複雑化する中で、他制度のコーディネーターとの仕事の重なりや協働について明文化しどのように整合性を取るのか、27年度がこの計画の最後の年度になるので、来年には最終の数字とか予算を総括として提示することが必要であるとともに、次の計画でも重要なポイントになってくる。</p> <p>「社会福祉施設等による地域支援機能の充実」として、地域子育て支援センター事業の記述があるが、<u>NPO主体の事業者が障がい児のいる保育所を訪問する</u>といった連携も始まっていると聞いているので、そういうものも入れてはどうか。</p>

今後の方向性

ネットワークについては、27年度に全区への配置が実現するが、これまでの実績を踏まえ作成された事例集を活用するなどして、ネットワークをはじめ、各区

社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間での情報共有をしながら、今後も潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努め、地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく。また、ネットワークと区社協内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携のあり方などの検討を行っていく。

地域福祉に携わる人材のレベル向上策について、今後も高齢者や障がい者への関わり方の理解を深める研修会の実施や当事者との交流の場を設定し、災害時の支援に必要な知識や日常的な見守り等の支援の必要性を認識してもらい、地域での支援体制の強化につなげていく。

地域子育て支援センター事業については、ひろば事業などの必須となる基本的な事業だけでなく、関係機関と連携した個別的・継続的なきめ細かい支援や、他の支援機関、地域で行われている子育て支援の取組みを発信し、利用者へとつなぐ役割が求められている。こども子育て新制度や障がい児施策もふまえ、区こども家庭支援課などの関係機関と連携し、地域の人材や施設を活用しながら、地域のニーズに合わせた事業を展開していく。

また、今後も各区自立支援協議会の取組みを継続し、市協議会で全市的な取組みが必要なものについて協議するとともに、地域支援員は、継続して地域の関係機関と連携し、研修や啓発活動を実施する。

取組み方策

3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

市民・事業者・行政が協働し、行政と地域の担い手とがともに公共的サービスを担い、市民の利益につながるような活動の支援について検討・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組めます。

実施状況

○コミュニティビジネスを志向する市民を支援

コミュニティビジネス（注1）を含むソーシャルビジネス（注2）を志向する市民や地域住民組織等を支援する取組みを進めている。

社会的課題について、24年度まで開催したソーシャルビジネス円卓会議において出された意見をもとに、事業性を確保しつつ解決できるようNPO・事業者と行政などが一体となり取り組む事業を実施した。

市内において先進的に実施しているソーシャルビジネス事業に対してビジネスマーク認証を行うと共に、広報紙への掲載を行うなど、積極的に広報活動を行った（スタートアップ事業：合計3事業、モデル事業：合計4事業）。

また、25年度よりソーシャルビジネス推進助成制度を実施した。（準備・創業期助成：合計5事業、発展期助成：合計2事業）

市民福祉大学では、市民を対象として、コミュニティビジネスに関する研修を実施した（参加者数28名）。また、神戸いきいき勤労財団では、コミュニティビジネスの起業に関心のある方々を対象に、先進事例の紹介や事業計画の立て方、事業の立ち上げまで支援を行う「コミュニティビジネス実践講座」について、地域課題の解決に取り組む人材育成を目的とする「社会貢献塾」と連携する形で開催し、地域活動リーダーの育成を図った（参加者数29名）。

（注1）「コミュニティビジネス」：福祉、子育て、教育、まちおこしなどの地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。

（注2）「ソーシャルビジネス」：貧困問題、まちづくり等の社会的課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。

○地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援

これまでに地域福祉ネットワークが把握した福祉課題から、東灘区では「障がいのある子どもと保護者への支援体制づくり」、中央区では「外国籍児童への地域での支援体制づくり」など、課題を抱える地域とNPOをつなぎ、課題解決に向けた仕組みづくりを進めている。

○新たな担い手市民を輩出する方策

市民が福祉に関心を持ち、様々な形で参加することができるよう取組みを進めている。

市民福祉大学では、市民の福祉に関する理解と参加を推進するため、福祉に関する啓発セミナーやボランティア講座等を実施している。また、各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動の総合相談、情報提供、コーディネートなどを行っている。

ふたばシニア塾では、地域人材支援センター（旧二葉小学校）において、シルバーカレッジによる出前講座（7回）やOBによる講座（17回）を開催し、高齢者が地域社会の担い手となるきっかけづくりを支援している。

市民が、講義やまち歩き、ワークショップなどを通じてユニバーサルデザイン（UD）について学ぶ「こうべUD大学」を開催するとともに（10回実施）、その修了者などが「こうべUDサポーター」として、小・中学校へのUD出前授業の講師となる出前事業の実施（27小中学校）、地域組織が実施するUDの視点での先進的な取組みをUDサポーターの協力により冊子にして配布していくなど、UDの理念が市民生活に浸透し、まちづくりがUDの視点をもって取り組まれるよう、さまざまな事業を実施している。

介護人材の確保・育成の取組みとして、23年度から市独自事業として、神戸市高齢者介護士認定事業を新たに実施。24年度からはケアマネジャーの能力向上のため、自立支援型ケアマネジメント研修を実施するとともに、25年度には少人数事業所のケアマネジャーを対象としたアウトリーチ型研修を実施。26年度には事業者団体と連携し、高校新卒者に特化した採用促進事業を実施するとともに、潜在的な介護人材を発掘するため、就労支援セミナー及び施設見学会を開催した。さらに、シルバー人材センターと連携し、高齢者人材を介護分野の就労等に繋げる高齢者人材創出・就労支援事業を実施した。

また、拠点児童館が新たに1館設置され、全市で7館の運営体制となり、各館で20～25人程度のシニアボランティアを養成し、区内の子育て講座に派遣し、託児スタッフとして活動を行った。

○災害時における要援護者の避難支援

25年4月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、災害時に高齢者や障がい者などの支援を要する市民が安全に避難できるよう、関係機関との情報共有や地域主体の共助の取組みによる避難体制づくりへの支援を行っている。

取組みの啓発のため、25・26年度はリーフレットやガイドラインを作成し、支援団体の担い手となる防災福祉コミュニティ、ふれまち協、民生委員・児童委員協議会などに対して様々な機会をとらえて周知に努めた。また、取組みを始める地区に対して、先進地区の代表者に取組み事例を紹介してもらう「講師派遣」や、防災訓練の計画づくりといった具体的な取組みを形にするための「専門家派遣」など、地域の実情に応じた支援を行った。27年3月末現在、42地区・団体に取組みが始められている。

一方、要援護者の避難生活の支援として、小中学校などの避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のために、地域福祉センターや老人福祉施設を福祉避難所として指定しており、26年度は宿泊施設の指定を進め、27年3月末時点で330施設となった。

また、25年度は老人福祉施設への防災行政無線の設置や地域福祉センターのバリアフリー化など環境整備を進め、26年度は簡易ベッドや簡易トイレ、流動食など要援護者用物資の備蓄を行った。

あわせて、25・26年度にかけて、民間企業や団体と物資や要援護者の移送に関する災害協定を締結し、福祉避難所等における要援護者の支援の充実に努めた。

○高齢者の孤立の防止・見守り

市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りを進めるため、様々な取組みを行っている。

あんしんすこやかセンターに見守り推進員（26年度末現在77名）を配置し、地域における見守りを中心的に担っている民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、住民相互に見守りができるようなコミュニティづくりを支援する神戸市独自の地域見守りシステムを展開している。

また、あんしんすこやかセンターの出張所的な役割として、高齢化率の高い公営住宅等にあんしんすこやかルームを設置（26年度末現在42か所）し、見守り推進員を配置（同56名）して、コミュニティづくりや見守りを行っている。

その他、ガスメーター等のICTを活用した見守りサービス事業（26年度末現在202台設置）により、見守り活動を補完している。

日常的に高齢者と関わりのある民間事業者を活用した見守り体制の協力事業者として、配達事業者のほか、高齢者が利用する機会の多いコンビニエンスストアや住宅管理事業者、金融機関にも対象を拡充し、事業者と協定を締結し、ひとりぐらし高齢者等の安否を確認し、異常を察知した場合にはあんしんすこやかセンターへ通報する体制づくりを進めた（26年度末現在23事業者と協定締結）。

高齢者の地域見守り活動について、より幅広く市民に感心を持ってもらうために公募により決定した高齢者地域見守りキャラクターを活用した啓発チラシやグッズを作成し、高齢者の地域見守りの普及・啓発のため活用した。

○自殺対策の総合的な推進

自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含め、総合的な自殺対策を推進している。

自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる「自殺予防情報センター」をこころの健康センター内に設置し（24年度）、精神保健福祉相談に加え、自殺予防に関する電話相談を実施し、年間2,000件を超える相談に対応している。

うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする市独自の医療連携システムである「神戸G-Pネット」の運用を行った。（利用実績4件）

評価

自己評価

ソーシャルビジネス推進策の実施にあたっては、24年度以降、各支援機関との協働により実施しており、25年度からソーシャルビジネス推進助成を新たに実施した。また、学識経験者、各支援機関、先輩起業家等で構成する「ソーシャルビジネス推進委員会」を開催し、推進委員の意見を踏まえて広報の充実など推進策の改善を行っている。

コミュニティビジネスに関する研修・講座の開催については、受講者の中から実際にグループの立ち上げや準備を行う人が出るなど、具体的な成果があがっており、地域活動リーダーの育成にもつながっている。

各拠点児童館にて開催している専門講座については、参加者から高い評価をもらっている。一般の地域児童館とは異なる、拠点児童館の役割

<p>自己評価</p>	<p>を明確にするため、療育指導事業の地域における展開をより充実させるなど、さらなる専門性向上への検討を進め、事業内容の見直しや新しい取り組みを行っていく必要がある。</p> <p>災害時の要援護者への支援については、政令市初となる条例が施行され、要援護者を支援する理念や支援団体の役割が規定されたことで、広く市民に注目されることとなり、条例施行後の2年間で新たに22地区・団体において取組みが始められている。</p> <p>高齢者見守り等については、新たに高齢者が利用する機会の多い事業者も加えて見守り事業を実施することにより、見守りに理解のある事業者が増え、あんしんすこやかセンターとの連携が進んだ。</p> <p>自殺対策については、かかりつけ医から精神科医にG-Pネット情報センターを通じて連携を図った件数は、年間で10件が最も多く、減少傾向にある。軽微なケースについては、医師同士の通常の連携の中で対応しており、入院を要するケースにG-Pネット情報センターが活用されている。今後も、自殺につながりうる様々な要因の相談機関の連携をはかり、包括的に相談者と支援者を支える体制づくりが必要である。</p>
<p>委員評価</p>	<p>コミュニティビジネスの取組み支援の項目に、災害時要援護者の支援や自殺対策等が入っていることに違和感がある。コミュニティビジネスは個別選択性のあるテーマなので独立させた方がいい。</p> <p>また、各種の人材養成の取組みがされているが、やってそのままという印象がある。各主体で行われている情報を共有したり、活動先の紹介を共通で行うといった方向性が見えない。</p> <p>コミュニティビジネスとソーシャルビジネスが一緒になっているのがややこしい。ここでいうコミュニティビジネスと神戸市が目指しているソーシャルビジネスに乖離があると思う。今やっている支援策はほぼコミュニティビジネスに資するものなので、ソーシャルビジネスという言葉遣いを整理する必要がある。</p> <p>ソーシャルビジネスとコミュニティビジネスについては、庁内でも担当をしている部署が違っており、福祉サイドからはコミュニティビジネスを考え、もう一方では社会的企業という面があって、少し縦割り感がある。この計画での今日的課題への対応の力点としてはコミュニティビジネスにある。</p>

今後の方向性

社会的課題解決に取り組むソーシャルビジネスに関しては、今後も各支援機関との協働によってソーシャルビジネス推進策を実施していくとともに、ソーシャルビジネス推進委員、KOBESOEソーシャルビジネスマーク認証団体等の意見を踏まえ、さらなる広報の充実、新規事業の導入などより良い推進策となるように検討を進める。

福祉の担い手づくりについては、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への具体的な支援を実施するとともに、より多くの市民が福祉に関心を持ち、参加できるよう、様々な形で、ボランティアの養成等を行う。また、地域とNPO等が連携して課題解決に向けた取り組みが広がるような支援を引き続き行っていく。一方、今後高齢化が急速に進展していく中で、着実な福祉・介護人材の確保が必要なことから、国や県が実施している福祉人材確保策と連携・調整を図りながら、本市の地域課題に即した独自の人材確保・育成施策を進めていく。

災害時の要援護者への支援については、地域の共助の取組みが進むよう、27年度は新たに、災害時要援護者支援シンポジウムと市内5会場での地区説明会を開催し、条例や先進取組み地区の活動の紹介、個人情報取り扱いについての説明などを行う。また、避難所生活において特別な配慮の必要な要援護者に公正な対応ができるよう、引き続き要援護者用物資の備蓄を行うほか、27年度は新たに、福祉避難所指定施設の管理者等と災害時の対応や福祉避難所の運営について考える研修会を行うなど、要援護者の支援の充実に努める。

高齢者の見守り等については、「神戸市における高齢者見守りのあり方検討会」（25年度～）において、神戸市の高齢者見守りのあり方が検討され、見守り事業を「地域支え合い活動」へと発展させるための提言をいただき（26年8月）、①積極的な見守り体制の拡充、②見守り推進員の役割強化、③市民への働きかけの強化、④地域づくりへの行政としての支援体制の充実、について、高齢者保健福祉計画及び第6期神戸市介護保険事業計画（27年度～）の中で実施につなげていく。27年度以降は、「見守り推進員」を新たに「地域支え合い推進員」として位置づける。これまでの「地域見守り活動」の取り組みを生かしつつ、より専門的な「地域支え合い活動」として展開し、地域で見守り支え合う「地域支え合い体制」の構築を目指す。

自殺対策については、G-Pネットの運営方法等を再検討し、かかりつけ医と精神科医の包括的医療体制の構築を図っていくことが必要であるとともに、現行の「神戸いのち大切プラン」の検証・評価を実施し、自殺者の動向分析、国の動向を踏まえながら29年度からの第二次計画を策定する。